

感染症等の予防及びまん延の防止のための指針

自立生活かなえるほーむToiroラボ

1. 本指針の作成の目的（基本的考え方）

自立生活かなえるほーむToiroラボ（以下、事業所）にとって、感染症等の予防及びまん延防止に留意し、また感染症発生の際にはその原因の速やかな特定や制圧および収束を図ることは、安全対策上及び利用者へのサービスの質を保つ上で重要である。その為当事業所では、感染症等の発生またはまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備し、安心、適切なサービスの提供が出来るように本指針を作成する。

2. 感染症等予防及びまん延の防止のための体制

（1）感染症対策委員会の設置

感染症等予防及びまん延の防止のため、感染症対策委員を設置する。

（2）感染症対策委員会のメンバー

代表取締役、サービス管理責任者、各施設管理者、常勤職員等

（3）感染症対策委員会の開催

6ヶ月に1回以上の定例会議及び緊急時の臨時会議を開催する。

（4）感染症対策委員会の実施内容

①感染症対策マニュアルの作成、見直し

②感染防止対策に関する資料の収集と職員への周知

③年2回以上の職員研修の企画、実施及び新任者に対する研修の実施

④感染発生時は速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案、実行し、職員への周知徹底を図る。

⑤感染症対策委員会で立案された改善策の実施状況を必要に応じて調査し、見直しを行う。

（5）感染症予防及びまん延防止における各職種の役割

感染症の予防及びまん延防止のために、チームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たすこととする。

・管理者 感染予防及びまん延防止体制に関する総括責任 感染症発生時及びまん延防止の指揮、総括責任

・看護職員 かかりつけ医、医療機関、保健所との連携

職員に対するケアの基本手順の教育と周知徹底

利用者の状況把握衛生管理の指導、予防対策の啓発

・生活支援員・世話人 感染症予防、まん延防止対策の指導と実施

利用者・家族及びケアマネジャーへの対応

緊急時連絡体制の整備（利用者・家族・かかりつけ医・ケアマネジャー）

3. 感染症等防止対策

利用者、職員を感染から守る基本的予防法である「標準予防策」を徹底する。標準予防策は汗を除く全ての血液・体液、分泌物、排泄物、創傷のある皮膚・粘膜は伝播しうる感染性微生物を含んでいる可能性があるという原則に基づいて行われる標準的な予防策である。

【標準予防策の主な内容】

- 1) 手指消毒（手洗い、手指消毒）
- 2) 個人防護具（手袋、マスク、ガウン、ゴーグル、フェイスシールドなど）の使用
- 3) 呼吸器衛生（咳エチケット）
- 4) 環境整備（整理整頓、清掃、感染性廃棄物の処理）

4. 感染症等発生時の対応について

- (1) 利用者の健康管理上、感染症を疑う場合は速やかに管理者に報告すること。管理者は直ちに理事長に報告の上、必要な指示を行うこと。
- (2) 管理者は感染症等の発生又はそれが疑われる状況が生じた時は施設内において速やかな対応を行わねばならない。また利用者の状態に応じ、主治医、訪問看護ステーション等との連携を図るなど適切な措置を講ずること。
- (3) 感染症等の発生又はそれが疑われる状況が生じたときに利用者の状況やそれに講じた措置等を記録すること。
- (4) 管理者もしくはサービス管理責任者（B C P発動後は感染防止委員会）は市町村の主管部門に電話および所定のフォーマットにて報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求める等の措置を講ずること。
- (5) 日頃から感染症の発生またはまん延を防止する観点から、職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者の健康状態によっては休職および面会制限等の措置を講ずること。

5. 感染症対策マニュアル等の整備と活用

- (1) 各施設において、感染症対策マニュアルを整備するとともに、マニュアルに沿った感染対策に努める。
- (2) マニュアルを定期的に見直し、最新情報を掲載する。
- (3) 「介護現場における感染対策の手引き（厚生労働省）」を踏まえ、感染対策に常に努める。

6. 本指針の閲覧に関する基本方針

本指針は公表し、利用者、家族、職員等がいつでも自由に閲覧することができる。

(附則)

令和6年6月1日 制定